

岡山市水産業振興補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 水産業の振興を図るため、予算の範囲内において岡山市水産業振興補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、水産業振興対策に必要な事業であって、別表事業種目の欄に定めるところによる。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、漁業協同組合、漁業協同組合連合会等法人格を有し、かつ漁業者の組織する団体でなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。

(1)市税を完納していない団体

(2)規則第20条1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消し日の属する年度の翌年度から起算して3年を経過していない者

(補助金の交付の制限)

第5条 補助金の交付回数は、別表事業種目の欄に定める事業種目における同一の事業について、同一の補助事業者に対し、原則として単年度に1回までとする

(補助対象経費)

第6条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、水産業の振興に必要な経費とする。

(補助金額)

第7条 補助金額は、別表事業種目の欄に掲げる事業区分に応じ、同表補助金額の欄に定める額の範囲で、市長が定める額とする。

(交付の申請)

第8条 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次の各号のいずれかの書類とする。

(1)市税を完納していることを証明できる書類

(2)市税納付状況確認同意書（別記様式）

(交付決定前の着手)

第9条 補助金の交付決定前の事業着手は、事業の内容と実施時期を勘案して適当な場合は、これを認めることとする。

(状況報告の免除)

第10条 規則第13条に規定する状況報告は要しない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行し、平成16年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、公布の日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。

附則

この要綱は、公布の日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。

別表（第3条、第5条、第7条関係）

事業種目		補助金額
<p>国県補助事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・強い水産業づくり交付金 経営構造改善目標 ・強い水産業づくり交付金 漁港機能高度化目標 ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 ・水産基盤整備事業補助金 ・内水面漁業振興対策事業補助金 ・水産団体育成事業補助金 ・多元的資源管理型漁業促進事業補助金 ・養殖水産物ブランド化推進 ・強化事業補助金 ・資源回復計画作成推進事業補助金 ・瀬戸内海環境美化推進事業補助金 ・漁業振興特別対策事業 	<p>国県の補助金額に加えて認定事業費の10分の1以内（1,000円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）とする。ただし、各事業毎において補助金の交付限度額は20,000,000円とする。</p>
<p>市単独補助事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業振興事業 ・漁場環境維持保全対策事業 ・種苗放流効果調査事業 ・ハマグリ等養殖事業 ・有用魚種標識放流試験事業 ・色落ちノリ活用研究補助事業 ・水産業有害鳥獣被害防止補助事業 ・漁業協同組合助成事業 ・漁業後継者対策事業 ・漁船漁業育成対策事業 	<p>別に予算で定める額</p> <p>1,300,000円以内</p> <p>500,000円以内</p> <p>600,000円以内</p> <p>400,000円以内</p> <p>300,000円以内</p> <p>200,000円以内</p> <p>事業実施漁業協同組合 1漁協当り 6,000円 正組合員1人当たり 400円 準組合員1人当たり 100円</p> <p>事業実施漁業協同組合 1漁協当り 10,000円 後継者クラブ参加者 1人当たり 2,000円以内</p> <p>認定事業費の4分の1以内 （100円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）</p>